

総務省の審査メモにおいて「農林水産省に説明を求めている事項」とされている点についての回答

(1) 調査体系の変更

イ 調査対象範囲の変更

① 任意組織経営体について、集落営農のみを把握する理由について改めて説明されたい。

1 任意組織経営体とそのうちの集落営農の現状について見てみると、

- ◆ 2010年世界農林業センサス結果（概数値）によれば、任意組織経営体数は、12,804 経営体一方で、
- ◆ 集落営農実態調査（平成22年2月1日現在）によれば、集落営農はこのうち、11,539 経営体となっており、定義の違いはあるものの単純に比較すると、集落営農は任意組織経営体の約9割となり、その大半を占めると推定される。（参考1）

2 また、平成21年の農業経営統計調査（任意組織経営）結果では、任意組織合計と任意組織のうち集落営農における経営状況には顕著な差が見られないところである。（参考2）

3 これらの状況を踏まえ、調査の効率化・重点化を図る観点から、農業経営統計調査において把握を行う任意組織経営体については、集落営農に限定することとしたところである。

4 なお、指摘にある「集落営農の前段階」である経営体の把握については、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月策定）で「小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農（略）」とされていることから、個別経営体がその大半を占めると解しており、農業経営統計調査の見直しにおいては個別経営体の標本設計について、担い手に限らず小規模階層も含む一体的な設計として対応することとしているところである。（参考3）

[参考1]

農林業センサス結果と集落営農実態調査結果による集落営農割合の推移

単位：経営体

区分	H17	H22	(参考)H23
任意組織 経営 A	13,723	12,804	-
集落営農 B	9,418	11,539	12,311
B / A (%)	68.6	90.1	-

注：任意組織経営体数は、2005年センサス及び2010年センサス（概数値）の結果であり、

集落営農数は、平成17年、22年及び23年集落営農実態調査の結果である。

[参考2]

農業経営統計調査結果における任意組織合計とうち集落営農の比較
(平成21年 任意組織経営(水田作経営・水田作作付延べ面積規模別))

区分		集計組織数 (組織)	水田作作付延べ面積(a)	農業粗収益 (千円)	農業経営費 (千円)
10~20ha	任意組織 A	39	1,344.8	15,924	11,411
	集落営農 B	33	1,436.5	16,021	12,191
	B/A(%)		107	101	107
20~30ha	A	50	2,483.5	27,741	18,492
	B	45	2,469.0	26,488	19,066
	B/A(%)		99	95	103
30~50ha	A	71	3,921.7	37,140	31,985
	B	69	3,928.7	37,118	32,033
	B/A(%)		100	100	100
50ha 以上	A	64	8,141.5	71,730	55,563
	B	64	8,141.5	71,730	55,563
	B/A(%)		100	100	100

注：現行調査において目標精度を定めて標本設計を行った10ha以上階層を比較した。

[参考3]

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）（抄）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

2. 農業の持続的発展に関する施策

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

イ 集落営農の育成・確保

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。このため、地域における新たな組織づくりに必要な合意形成を促進するとともに、地域の実情を勘案し、集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持等の取組を促進する。

② 集落営農のうち、水田作以外を把握する必要性のない理由を改めて説明されたい。

「集落営農実態調査」から集落営農数（組織法人含む。）と、このうち田面積が当該集落の耕地面積の 50%以上を占める集落営農数の割合（水田作営農類型に分類される経営体と推測）について、その推移を見ると、平成 18 年の 91.6%(9,603 集落)から、平成 23 年の 93.5%(13,690 集落)と、水田作が集落営農の大宗を占め、その割合も拡大傾向にある。

他方、畠面積が当該集落の耕地面積の 50%以上を占める集落営農数（畠作営農類型に分類される経営体と推測）は、平成 23 年で集落営農の 3.9%を占めるに過ぎない。

これらのことから、任意組織経営体の調査対象について、水田作以外は把握する必要がないと判断したところである。（参考 4）

[参考 4]

	18 年	20 年	23 年
集落営農数	10,481	13,062	14,643
田面積が当該集落の耕地面積の 50%以上を占める集落営農数	9,603 (91.6%)	12,155 (93.1%)	13,690 (93.5%)
畠面積が当該集落の耕地面積の 50%以上を占める集落営農数	455 (4.3%)	537 (4.1%)	577 (3.9%)

資料：平成 18 年、20 年及び 23 年集落営農実態調査

注：集落営農数は組織法人及び任意組織の合計である。

()内の数字は、それぞれ集落営農数に占める割合である。

(3) 調査事項の扱い

- ① 「現金出納帳」のうち、以下の事項について、報告者にとって分かりにくいいのではないか。
- i) 「3 農外収支」と「4 事業外収入」「5 事業外支出」とあるが、「農外収入」「農外支出」にまとめれば済むのではないか。
集計表上も「農外収入」「農外支出」とされており、「事業外収入」「事業外支出」という区分は殊更に必要ないのではないか。
 - ii) 「商鉱工業」の例示が、なぜ「アパートや駐車場の経営等に係る収支」なのか。他に例示はないのか。鉱工業の例示はないのか。
 - iii) 「3 農外収支」の「上記以外収支」の例示である「宝くじの賞品」などと、事業外収入の「上記以外収入」の例示である「各種祝い金や見舞金」などを分ける必要があるのか。

指摘を踏まえ、調査票の構成及び内容例示を（参考5）のとおり改善する。

- iv) 「給料・俸給」とは別に「歳費及び手当」があるが、わざわざ分ける必要があるのか。分ける実益があるのか。「給与・手当」でまとめようのではないか。
「歳費及び手当」の例示として「議員や各種委員等の手当等」とされているが、該当する客体がどれくらいいるのか。

指摘にある「給与・俸給」と「歳費及び手当」の科目の整理については、恒常に雇用され受け取った給料収入と、都道府県、市町村等の地方議員の歳費や農業委員会等の委員手当とは別の科目で整理されることが一般的と考えることから、「給料・手当」としてまとめることは、調査客体が「給料・俸給」と「歳費及び手当」の2つの科目を合算する手間が生じることとなり、調査客体の負担増と考える。

また、同区分については、ほぼ現行調査に近い形となった昭和24年から区分されており、基幹統計としての継続性と利便性の観点から、区分して設定している。

なお、「歳費及び手当」には、当農業経営統計調査の調査謝金が含まれるため、全客体がこの科目に該当することとなる。

[参考5]

農業経営統計調査 農業以外の年間一括記帳に係る 現金出納帳の新旧対照表（案）

変更後			変更前																																																																				
3 農外収入 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 80%;">摘要</th> <th style="width: 20%;">概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>林業</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>〔林業やきのこ栽培に係る収入〕</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>水産業</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>農林水産業以外の事業取 り入</td><td>○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金等</td></tr> <tr><td>6</td><td>被用労賃</td><td>農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時に雇用された際の賃金等</td></tr> <tr><td>7</td><td>給料・俸給</td><td>農林水産業以外の産業の事業所に恒常に受けた賃金等</td></tr> <tr><td>8</td><td>歳費及び手当</td><td>議員や各種委員の手当、調査謝金等</td></tr> <tr><td>9</td><td>貸付地小作料</td><td>貸付地の小作料及び地代等</td></tr> <tr><td>10</td><td>配当利子等</td><td>預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の時金等</td></tr> <tr><td>11</td><td>年金等給付金(公的)</td><td>国民、厚生、農業者年金等</td></tr> <tr><td>12</td><td>年金等給付金(その他)</td><td>〔上記年金以外〕</td></tr> <tr><td>13</td><td>退職金</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>上記以外の収入</td><td>○各種祝い金や見舞金、被贈収入(家計以外) ○農業関与者以外からの入金等</td></tr> </tbody> </table>			番号	摘要	概要等	1	林業		2	〔林業やきのこ栽培に係る収入〕		3	水産業		4	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕		5	農林水産業以外の事業取 り入	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金等	6	被用労賃	農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時に雇用された際の賃金等	7	給料・俸給	農林水産業以外の産業の事業所に恒常に受けた賃金等	8	歳費及び手当	議員や各種委員の手当、調査謝金等	9	貸付地小作料	貸付地の小作料及び地代等	10	配当利子等	預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の時金等	11	年金等給付金(公的)	国民、厚生、農業者年金等	12	年金等給付金(その他)	〔上記年金以外〕	13	退職金		14	上記以外の収入	○各種祝い金や見舞金、被贈収入(家計以外) ○農業関与者以外からの入金等	3 農外収入 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 80%;">摘要</th> <th style="width: 20%;">概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>林業</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>〔林業やきのこ栽培に係る収入〕</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>水産業</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>商鉱工業</td><td>○アパートや駐車場の経営等に係る収入</td></tr> <tr><td>6</td><td>上記以外収入</td><td>○宝くじの賞品や手内職の道具材料等</td></tr> </tbody> </table>			番号	摘要	概要等	1	林業		2	〔林業やきのこ栽培に係る収入〕		3	水産業		4	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕		5	商鉱工業	○アパートや駐車場の経営等に係る収入	6	上記以外収入	○宝くじの賞品や手内職の道具材料等
番号	摘要	概要等																																																																					
1	林業																																																																						
2	〔林業やきのこ栽培に係る収入〕																																																																						
3	水産業																																																																						
4	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕																																																																						
5	農林水産業以外の事業取 り入	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入 ○事業所得税還付金等																																																																					
6	被用労賃	農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時に雇用された際の賃金等																																																																					
7	給料・俸給	農林水産業以外の産業の事業所に恒常に受けた賃金等																																																																					
8	歳費及び手当	議員や各種委員の手当、調査謝金等																																																																					
9	貸付地小作料	貸付地の小作料及び地代等																																																																					
10	配当利子等	預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の時金等																																																																					
11	年金等給付金(公的)	国民、厚生、農業者年金等																																																																					
12	年金等給付金(その他)	〔上記年金以外〕																																																																					
13	退職金																																																																						
14	上記以外の収入	○各種祝い金や見舞金、被贈収入(家計以外) ○農業関与者以外からの入金等																																																																					
番号	摘要	概要等																																																																					
1	林業																																																																						
2	〔林業やきのこ栽培に係る収入〕																																																																						
3	水産業																																																																						
4	〔漁業、養殖業の経営等に係る収入〕																																																																						
5	商鉱工業	○アパートや駐車場の経営等に係る収入																																																																					
6	上記以外収入	○宝くじの賞品や手内職の道具材料等																																																																					
4 農外支出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 80%;">摘要</th> <th style="width: 20%;">概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>林業</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>〔林業やきのこ栽培に係る支出〕</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>水産業</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>農林水産業以外の事業支 出</td><td>○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出</td></tr> <tr><td>6</td><td>負債利子</td><td>農業を除く借入金の支払利子等</td></tr> <tr><td>7</td><td>上記以外の支出</td><td>○通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費等</td></tr> </tbody> </table>			番号	摘要	概要等	1	林業		2	〔林業やきのこ栽培に係る支出〕		3	水産業		4	〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕		5	農林水産業以外の事業支 出	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出	6	負債利子	農業を除く借入金の支払利子等	7	上記以外の支出	○通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費等	4 事業外支出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 80%;">摘要</th> <th style="width: 20%;">概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>被用労賃</td><td>農林業を営む事業所や農林業以外の産業に臨時に雇用された際の賃金等</td></tr> <tr><td>2</td><td>給料・俸給</td><td>農林業以外の産業の事業所に恒常に受けた賃金等</td></tr> <tr><td>3</td><td>歳費及び手当</td><td>議員や各種委員の手当等</td></tr> <tr><td>4</td><td>貸付地小作料</td><td>貸付地の小作料及び地代等</td></tr> <tr><td>5</td><td>配当利子等</td><td>預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金等</td></tr> <tr><td>6</td><td>年金等給付金(公的)</td><td>国民、厚生、農業者年金等</td></tr> <tr><td>7</td><td>年金等給付金(その他)</td><td>〔上記年金以外〕</td></tr> <tr><td>8</td><td>退職金</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>上記以外の支出</td><td>○各種祝い金や見舞金、被贈支出(家計以外) ○農業関与者以外(常住する非関与者、他出中の家族)からの入金等</td></tr> </tbody> </table>			番号	摘要	概要等	1	被用労賃	農林業を営む事業所や農林業以外の産業に臨時に雇用された際の賃金等	2	給料・俸給	農林業以外の産業の事業所に恒常に受けた賃金等	3	歳費及び手当	議員や各種委員の手当等	4	貸付地小作料	貸付地の小作料及び地代等	5	配当利子等	預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金等	6	年金等給付金(公的)	国民、厚生、農業者年金等	7	年金等給付金(その他)	〔上記年金以外〕	8	退職金		9	上記以外の支出	○各種祝い金や見舞金、被贈支出(家計以外) ○農業関与者以外(常住する非関与者、他出中の家族)からの入金等												
番号	摘要	概要等																																																																					
1	林業																																																																						
2	〔林業やきのこ栽培に係る支出〕																																																																						
3	水産業																																																																						
4	〔漁業、養殖業の経営等に係る支出〕																																																																						
5	農林水産業以外の事業支 出	○小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出																																																																					
6	負債利子	農業を除く借入金の支払利子等																																																																					
7	上記以外の支出	○通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費等																																																																					
番号	摘要	概要等																																																																					
1	被用労賃	農林業を営む事業所や農林業以外の産業に臨時に雇用された際の賃金等																																																																					
2	給料・俸給	農林業以外の産業の事業所に恒常に受けた賃金等																																																																					
3	歳費及び手当	議員や各種委員の手当等																																																																					
4	貸付地小作料	貸付地の小作料及び地代等																																																																					
5	配当利子等	預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金等																																																																					
6	年金等給付金(公的)	国民、厚生、農業者年金等																																																																					
7	年金等給付金(その他)	〔上記年金以外〕																																																																					
8	退職金																																																																						
9	上記以外の支出	○各種祝い金や見舞金、被贈支出(家計以外) ○農業関与者以外(常住する非関与者、他出中の家族)からの入金等																																																																					
			5 事業外支出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 80%;">適用</th> <th style="width: 20%;">概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>負債利子</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>〔農業を除く借入金の支払利子等〕</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>上記以外支出</td><td>○職員勤務のための通勤用定期代等 ○大工、左官等や手内職の道具材料の購入費等</td></tr> </tbody> </table>			番号	適用	概要等	1	負債利子		2	〔農業を除く借入金の支払利子等〕		3	上記以外支出	○職員勤務のための通勤用定期代等 ○大工、左官等や手内職の道具材料の購入費等																																																						
番号	適用	概要等																																																																					
1	負債利子																																																																						
2	〔農業を除く借入金の支払利子等〕																																																																						
3	上記以外支出	○職員勤務のための通勤用定期代等 ○大工、左官等や手内職の道具材料の購入費等																																																																					

② 「経営台帳」の調査事項について、全く削減する余地はないのか。

例えば、以下の事項については、集計上用いられているのか。集計していたとしても、真に必要な調査事項なのか。

i) 経営台帳（個別経営体）の12ページ「10 調査客体概況」の（1）カ「主要指標」

- (ア) 農業者年金基金に加入している人の数
- (イ) 認定農業者制度を受けている人の有無
- (ウ) 青色申告を行っているか否か
- (エ) 家族協定の策定の有無
- (オ) 農業従事日数と農外従事日数の多寡：作業日誌で分かるのではないか。

ii) 経営台帳（個別経営体）の13ページ「10 調査客体概況」の（2）－1 ア「主要指標及び作柄」

- (ア) 認定農業者を受けている人の有無
⇒ 上記 i) (イ)と重複
- (イ) 農業所得と農外所得の多寡
⇒ 現金出納帳を見れば分かる。また、事業外収入は、農外収入に含まれているのか。
- (ウ) 生産組織への参加の有無
- (エ) 10アール当たりの平年収量
⇒ わざわざ過去5年のデータで計算させており、報告負担とともに、どれほどの正確性があるのか不明。一方、10アール当たり平均収量であれば、作物統計調査で把握しており、地域ごとのデータなら分かる。
- (オ) 主な被害の種類
⇒ 過去5年の被害なのか直近1年の被害なのか分からぬ上に、これを書かせることで集計上意味があるのか。現在試行調査が行われている作物試行調査では、被害の状況においても削除することとされている。

iii) 経営台帳（個別経営体）の13ページ：「10 調査客体概況」の（2）－1 ウ「農業就業者等」

- ・経営台帳（個別経営体）「1 世帯員」との重複感がある。

1 経営台帳は、職員が調査客体から聞き取り整理する調査票であるが、平成20年から、協力が得られる客体（委嘱から2年目以降の調査客体）に対しては、自計による手法を一部導入したところである。この自計による手法は、前年の結果を事前に印刷し当年に生じた異動等の変化について客体が加除・修正する「プレプリント方式」で行うこととしており、調査客体の負担を極力軽減したものである。

指摘にある調査事項については、各種施策を推進していくに当たり、農業経営統計調査の目的である農業行政の資料を整備する観点から様々な視点からの利活用に対応する必要があるため基本指標として設定している重要な項目である。

2 各項目別の必要性等については以下のとおり。

i)(ア)「農業者年金基金に加入している人の数」について

政策部局の要望により、農業者年金基金加入の有無と経営状況との関連把握のため、組替集計を行ったところであり、今後も要望があることが想定されることから引き続き設定しているところである。

i)(イ)「認定農業者制度を受けている人の有無」について

認定農業者制度は、農業経営者が作成する農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして市町村が認定する制度であり、当該認定を受けた農業経営者（以下「認定農業者」という。）は、主たる担い手として地域農業を支える役割を果たしている。

認定農業者の農業経営収支等の実態を把握することは施策推進に当たり重要であることから、集計事項として位置付けるとともに年次報告書等において公表しているところである。

i)(ウ)「青色申告を行っているか否か」について

青色申告を行っているか否かについては、調査委嘱後の記帳指導に合わせて郵送回収等を依頼する際に、決算書類等の具備状況が大きく関わることから確認が必要な項目となっている。なお、当該項目は翌年以降プレプリント項目となり、特段の調査客体負担は無いところ。

また、今後、新たな手法（決算書類等の活用、オンライン報告等）の導入を検討する際の重要な指標となること等から引き続き設定しているところである。

i)(エ)「家族協定の策定の有無」について

「家族経営協定」とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分な話し合いに基づき、取り決めるものである。

本調査においては、家族経営協定を締結している農業経営体は、経営意識が高いと考えられ、今後の施策推進に当たり農業を担う人材育成・確保状況把握のための重要な指標となることから引き続き設定しているところである。

i)(オ)「農業従事日数と農外従事日数の多寡：作業日誌でわかるのではないか」について

作業日誌では、農業及び農業生産関連事業に関する労働日数について把握しているものの、農外従事日数の把握はしていないことから、作業日誌では農業従事日数と農外従事日数の多寡を把握することはできない。

農業従事日数と農外従事日数の多寡は、経営形態別経営統計の主従別区分での集計の際に必要な項目であることから、集計事項として位置付けるとともに年次報告書等において公表しているところである。

ii) (ア) 「認定農業者の認定を受けている人の有無」について

(a) 上記 i) (イ)と重複

経営台帳（個別経営体）は、営農類型別経営統計と生産費統計の2つの統計を作成するために、両者に必要な調査事項といずれかに必要な調査事項を包含した構成となっている。

『経営台帳（個別経営体）「10 調査客体概況」の（1）カ「主要指標』の「認定農業者制度の認定を受けている人の有無」は、営農類型別経営統計の調査客体についてのみ把握するものである。

一方、『同「10 調査客体概況」の(2) 1 ア「主要指標及び作柄』の「認定農業者制度の認定を受けている人の有無」は、農産物生産費統計の調査客体についてのみ把握するものであり、それぞれの統計において把握するため設定しており、重複して把握することはないところ。

なお、その把握に当たっては、調査委嘱後の記帳指導時に合わせて調査客体との面接や聞き取り等の際に行っており、翌年以降はプレプリント項目となり、内容の変更がなければ確認のみの項目となるため、特段の調査客体負担はないところ。

(b) 必要性について

認定農業者制度は、農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして市町村が認定する制度であり、農業経営改善計画を立てている調査客体は、主たる担い手として地域の農業を支える役割を果たしている。

これらの経営体（調査客体）の経営概況、生産コストの実態を把握することは重要であり、「認定農業者制度の認定を受けている人の有無」を基にした組替集計について、政策部局から要望があることから引き続き設定しているところである。

ii) (イ) 「農業所得と農外所得の多寡」の必要性について

認定農業者と同じく、地域の主たる担い手をみる一つの指標として「主業農家（経営体）」（農業所得が、農業所得と農外所得を合わせた所得の50%以上ある経営体）であるかどうかがある。しかしながら、生産費統計においては、農業に係る経費のうち、生産費該当作目の生産に投入した費用、労働時間、生産物等を把握するだけであり、調査客体の農業所得及び農外所得は把握していないことから、当該項目により「農業所得と農外所得の多寡」を把握し、この結果を基に主業農家かどうかを判定することとしている。

主業農家（経営体）に係る組替集計について、政策部局から要望があることから引き続き設定しているところである。

ii) (ウ) 「生産組織への参加の有無」の必要性について

ここでいう「生産組織への参加の有無」とは、個別経営体がコストの低減や農作業の効率化を目的として、地域における複数の個別経営体の話し合いによる取組（①作付品種の決定、育苗・施肥・防除等の作業、②農繁期における機械・施設の共同利用、③農作業の受託など）に部分的に参加しているかどうかを把握する項目である。

このため、当該項目は、生産コスト低減効果の検証を行うための指標となっており、「生産組織への参加の有無」に係る組替集計について、政策部局から要望があることから引き続き設定しているところである。

ii) (エ) 「10 アール当たりの平年収量」の必要性について

- (a) 農産物生産費統計の平年収量は、調査客体の過去5年間の10a当たり収量のうち、最高、最低を除いた3年間の平均収量であり、「正常な生産活動における生産費」であるかを判断する上で必要不可欠な項目である。
- (b) 過去5年間の収量データの把握に当たっては、一般的に経営体は過年次のライスセンター等の利用に係る伝票（決算書類等）等を保持しているため、記帳報告に係る大きな負担はかかっていないものと考えており、また、青色申告を行っている調査客体においては、青色申告制度における決算書類の保存義務が5年となっているため、データの正確性は確保されていると思料する。
- (c) なお、農産物生産費統計の必要とする平年収量は、作物統計調査の地域ごとの平均データではなく、調査客体における当該ほ場のデータでなければならないため、作物統計では代替できない。

ii) (オ) 「主な被害の種類」の必要性について

直近1年の被害を記帳することとしており、紙面上部に、「本年の状況を記入してください」との注意書きを付している。

本項目は、被害による生産費への影響についてその要因を確認することやデータの正確性を検証する上で必要なものであり、主な被害の種類について、気象被害、病害、虫害などの内訳を把握することで、収量増減に加え、農業薬剤費や防除作業の増減要因の分析が可能になる。

iii) 「1世帯員」では、農業就業者、農業専従者及び農業年雇用について把握項目がないため、当該項目で把握することとしており、指摘のような重複はないところ。

(5) 調査方法の多様化

- ① 今回の計画を立案する前提として行われた試行調査の調査概要及び結果概要について、説明されたい。併せて、試行調査の結果を踏まえて、改善された点についても説明されたい。

諮問第 20 号「農業経営統計調査の変更について」への答申（平成 21 年 9 月 14 日）において示された課題（郵送回収の促進、会計ソフト情報の活用、オンライン調査の導入といった効率化の推進、還元資料の充実による調査協力の促進）に対応するため、

- ① 調査票の改善に資するため、調査票（作業日誌）に前年値をプレプリントするなどし、調査客体に試行的に記帳してもらい、記帳の参考となるか等についてのアンケート
② IT を活用した調査手法の導入に資するため、当該手法への協力度合いに関するアンケート
③ 還元資料の充実に資するため、調査客体が要望する分析資料に関するアンケート
- を総合的に実施した。

I 調査期間と調査対象数

調査期間：平成 22 年 7 ～ 8 月

調査対象：農業経営統計調査（個別経営体）348 客体

II 調査結果の概要及び見直しへの対応

1 調査票の改善等

- ① 前年値プレプリントについて

[アンケート結果]

記入誤りや記入漏れを防ぐことを目的とした前年値（「現金出納帳」のうち農外収支の部分、「作業日誌」のうち労働時間の部分等）のプレプリントについては、約 6 割の客体で記帳の参考になったとの回答があった。

他方、記帳内容を調査客体が保存できるよう採用している複写（カーボン）方式の必要性については、複写方式の存続又は郵送等による調査票の返還を求める客体が約 7 割となった。

[アンケート結果を受けた対応]

複写方式を継続しつつ、調査客体ごとにプレプリントを実施することは困難なことから、調査票へのプレプリントは断念するものの、別様式により前年値を配布し記帳の参考としてもらうこととした。（別添 1 参照）

- ② 労働時間と使用した資材を関連して記帳する様式への変更

[アンケート結果]

記入誤りや記入漏れを防ぐことを目的として、作業内容ごとに使用した資材と労働時間を一体的に記帳するように変更した様式については、半数以上の客体において記帳しやすいとの回答があった。

[アンケート結果を受けた対応]

作業日誌について、労働時間と使用した資材を関連付けて記帳する新たな様式に変更する。（別添

2 参照)

2 ITを活用した調査手法の導入

[アンケート結果]

現金出納帳及び作業日誌をエクセル様式で作成した電子調査票へ入力していただく協力度合いについては、会計ソフトを導入している客体の約半数において、電子調査票に協力してもよいとの回答があった。

また、電子調査票や会計ソフトデータ、客体が整理した電子化された決算書類等を、オンラインにより送信することについては、同じく会計ソフトを導入している客体の約7割において協力してもよい（セキュリティ措置を求める客体含む）と回答があった。

[アンケート結果を受けた対応]

調査客体の記帳負担の軽減や調査票回収の迅速化・効率化を図るため、電子調査票を導入するとともに、当該調査票、会計ソフトデータ、電子化した決算書類等のオンライン送信を導入する。なお、オンライン送信の導入に際してはセキュリティ対策（誤送信、データ漏洩の防止）を施すこととする。

3 還元資料の充実

[アンケート結果]

還元資料等の充実による調査協力の促進を図るため、調査客体がどのような資料を要望しているかについて把握したところ、

- ・調査結果と全国又は地域の同規模階層との比較
- ・地域の情報（病害虫発生予察、気象予報、新品種等の情報）
- ・調査結果の経営分析
- ・調査結果前年対比又は過年次結果の推移等
- ・政策、補助事業等の情報
- ・農産物の市場価格

等についての要望があった。

[アンケート結果を受けた対応]

調査客体の多様な要望を踏まえ、職員の面接時に「還元資料要望一覧」を用いて統一的に要望を把握するとともに、時系列分析、地域や階層規模別の分析又は時勢に応じたテーマによる分析資料を作成・還元し、更なる調査協力の促進を図る。（審査メモ（別添資料）「1（6）報告者への還元資料の充実」参照）

② 決算書類等の活用

- i) 決算書類の提供を受けることで、基本的に、どの範囲の情報が農水省側で入力できるのか。
- ii) 青色申告のデータでは内容が粗すぎるので、それを作成した原票に当たる必要があるとのことであるが、領収書、伝票等の細かな原資料は、青色申告の際に税務署に提出されて、経営体の手元に残つておらず、そもそも活用のしようがないのではないか。
- iii) 決算書類等は、特に法令で形式化されたものではなく、経営体によって異なると考えられるとともに、そこで用いられている区分は、必ずしも農業経営統計調査の区分に合致しない場合も多いと推察される。そのため、仮に、決算書類の提出を受けても、経営体への照会が必須と考えられる。
しかし、経営体は、決算書類等を農水省に提出することで、手元には資料がなくなっていることから、電話照会では事足りず、結局は、農水省職員が、郵送された決算書類等を持って経営体のもとを訪問し、聞き取りするという事態が頻発するのではないか。

- i) 決算書類等により把握できる範囲については調査客体により様々であるが、税務資料を作成する元データ（総勘定元帳等）の活用で、基本的に農業、農外等に関する事業収支、固定資産の装備状況等についての把握（入力）が可能であると考えている。
- ii) 青色申告に際しては、確定申告書と青色申告決算書のみを提出すればよく、総勘定元帳、領収書、伝票等については、税務署に提出する必要がないことから、経営体の手元に残っているため活用が可能である。
- iii) 調査客体ごとに決算書類等の整理状況は様々であるが、元データ（総勘定元帳等）から農業経営統計調査の区分（科目）への組み替えは、その大半が可能と考えており、仮に組み替えできない場合であっても、職員は郵送により提供された決算書類等の内容をあらかじめ確認し、事前に聞き取り事項を整理した上で、調査客体へ必要最小限の確認をすることが可能となるため、調査客体の拘束時間を大幅に軽減する効率的な聞き取りが期待できる。

③ オンライン化の導入

i) オンライン化の導入を進めるために実施した過去のアンケート調査は、現行の農業経営統計調査の報告者を対象に行ったものであるが、直近の21年アンケートは、標本設計が「担い手」が厚くなるように設計されていたときのものである。

今回の標本設計の変更で、零細又は兼業の経営体が報告者に当たる可能性が今まで以上に高くなり、このような経営体におけるパソコン等の活用率は、これら経営体における農業者の高齢化を考えると、担い手層よりも低いことが想像される。したがって、過去の利活用状況で、今回の計画を楽観視するのは、適切ではないのではないか。

ii) また、インターネット回線を通じて行う報告（提供）の実施に当たっては、情報漏洩を防ぐ措置が施されているか。

i) 指摘のとおり、平成21年5月に実施したアンケートについては、担い手層を重視した標本設計下の調査客体が対象であるため、結果的には担い手層が多く出現することになるものの、平成19年6月に実施した「農業経営統計調査における普及会計ソフトの活用に向けたアンケート」については、担い手層に限らず小規模層も含む一體的な標本設計下の調査客体を対象とした結果となっているところ。

その結果については、19年結果（56.9%）、21年結果（58.3%）ともに6割と双方において差がないことから、今般の見直し後の標本設計下においても、パソコンを保有している調査客体はほぼ同程度存在するのではないかと考えているところ。

なお、当省としては当該アンケート結果により、オンライン化に寄与できる客体が数多く出現すると特に樂観視している訳ではなく、調査客体の多様な選択肢の一つとして期待しているところ。

ii) インターネット回線を通じて行う報告（提供）の実施にあたっては、民間業者が行うセキュアファイ
ル交換サービスの利用を検討しており、当該サービスを活用することにより、

- ① 送受信の際にID・パスワードを入力することによる本人確認
- ② 客体からセンターへ送信する際には送信先を限定することにより誤送信の防止
- ③ 送受信通信路の暗号化
- ④ 当該サービスで用いるサーバー内のウイルスチェック
- ⑤ 客体からデータ送信があれば当該センターへ通知メールの送信

等のセキュリティ措置を講ずることが可能である。

当該サービスは、情報漏洩等の防止を目的として銀行、地方自治体、大学等で広く導入されているところ。

④ 郵送調査の促進

- i) 郵送調査の促進についての方策についても確認する必要がある。
- ii) 基本的に貸借対照表と損益計算書を報告する内容であり、かつ、経理を担当するものが独立しておかれていると思われる組織経営体について、郵送回収が20%と低率であるのはなぜか。

i) 郵送回収については、調査の効率化を図るために、組織経営体は平成19年から、個別経営体は平成20年から取り組んできたところであり、調査客体との様々な機会を通じた信頼関係の醸成に努めながら、郵送回収への協力依頼を行ってきたところであるが、現時点（平成22年12月末）における郵送回収率は、個別経営体で37%、組織経営体で20%と低位に留まっている状況にある。

しかしながら、現在、地方職員を招集した会議を通じて「特定封筒郵便（レターパック）（注）」の有効性についての指導強化を行った上で、調査客体への更なる働きかけを全国的に展開していることや、今回、電子調査票などを活用した新たな調査手法を導入することとしており、より一層、郵送回収率は上昇するものと考えている。

なお、このような郵送回収促進の取り組みにより、現時点での平成23年度における郵送回収を行う調査客体の割合は、50%程度となると見込んでいる。

注：集荷サービス、追跡サービス及び配達先に面で届け受領印をとるなどの利便性や安全性を有する郵便サービス。

ii) 組織経営体において、貸借対照表等当該組織の経理に関する資料の提供については、その提供方法を含めて、経理担当者一人の判断ではなく、総会や役員会の場において、構成員等の総意で決定している。

このため、調査への協力（資料の提供）には応じるもの、郵送提供における誤送・紛失等の不安から反対する構成員が一人でもいると、組織経営体としては、経理関係資料の郵送に協力いただけない場合が多いとの話を聞いているところである。

平成〇〇年農業経営統計調査 現金出納帳

前年農外収入、農外支出の還元イメージ

1 農外収入

摘要		概要等	収入
事業収入	林業	林業やきのこ栽培に係る収入	44,987 円
	水産業	漁業、養殖業の経営等に係る収入	0
	農林水産業以外の事業収入	小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る収入、事業所得税還付金 等	481,741
事業以外収入	被用労賃	農林水産業を営む事業所や農林水産業以外の産業に臨時的に雇用された際の賃金等	74,456 円
	給料・俸給	農林水産業以外の産業の事業所に恒常に雇用された際に受けた賃金 等	2,216,987
	歳費及び手当	議員や各種委員の手当、調査謝金 等	35,258
	貸付地小作料	貸付地の小作料及び地代 等	3,963
	配当利子等	預貯金、貸付金、株式の配当金や生命保険等の一時金 等	42,654
年金等給付金(公的)		国民、厚生、農業者年金 等	204,654
年金等給付金(その他)		上記年金以外	607,951
退職金		公務員、会社員等の退職金	0
上記以外の収入		各種祝い金や見舞金、被贈収入(家計以外)、農業関与者以外からの入金 等	10,741

2 農外支出

摘要		概要等	支出
事業支出	林業	林業やきのこ栽培に係る支出	25,654 円
	水産業	漁業、養殖業の経営等に係る支出	0
	農林水産業以外の事業支出	小売業、土木請負業、アパート、駐車場などの経営等に係る支出	179,369
農外業支 出	負債利子	農業を除く借入金の支払利子 等	0 円
	上記以外の支出	通勤用定期代、大工、左官等や手内職の道具材料の購入費 等	64,987

注：表中の赤数字は、前年値である。

平成〇〇年農業経営統計調査 作業日誌

前年月別労働時間・生産費に使用した資材の還元イメージ

〇月 1枚目

労 働 時 間														生産費に使用した資材			
作物名	作業内容	家族(構成員)・住み込みの年雇(ゆい・手間替受けを含む)								雇用(手伝い・共同作業を含む)				項目	数量	単位	
		経営主		配偶者		同居人 男 1		同居人 女 1		同居人 男 2		同居人 女 2		男	女		
		時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
〇〇〇	除草					1	00										
〇〇〇	管理			3	20										ガソリン	1	リットル
															混合油	3	リットル
〇〇〇	刈取・脱穀	32	00	32	00	32	00	16	00	16	00	8	00	8	00	8	00
〇〇〇	乾燥	8	25												灯油	86	リットル
〇〇〇	搬出出荷	4	40														
〇〇〇	生産管理労働(集会出席)	3	30														
〇〇〇	経営管理労働			10	00												

注：表中の赤字は、前年値である。

農業経営統計調査作業日誌の新旧対照表（案）

別添2

改正後

通信欄 職員に伝えたいことを記入して下さい。

現行